**社会福祉法人大矢野あゆみ福祉会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程**

(目的及び意義)

第１条　この規程は、社会福祉法人おおやのあゆみ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第１項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第３条　役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第４条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（支給の形態）

第５条　費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月27日(定時評議員会の議決日)から施行する。